

殿

## 系統連系に係る契約のご案内

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、平成〇〇年〇〇月〇〇日付接続契約申込書によりお申込みいただきました発電設備（認定設備 I D：\_\_\_\_\_、発電出力\_\_\_\_\_kW。以下、「当該発電設備」といいます。）の系統連系に係る契約について、下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 当該発電設備の系統連系可否

「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、「電気設備の技術基準の解釈」および「系統連系技術要件(託送供給約款別冊)」に適合していると認められるため、弊社の電力系統への連系を承諾いたします。

#### 2. 工事費負担金

(1) 当該発電設備の設置に係る工事の概要は、以下のとおりとなります。

①工事概要：〇〇〇〇〇等の工事

②工 期：約〇〇ヶ月

※ 用地事情等により工期が変更となる場合があります。

(2) 低圧発電設備の系統連系に関する契約要綱（平成28年4月1日実施）（以下、「契約要綱」という）に基づき算定した工事費負担金は、以下のとおりとなります。

¥〇〇〇,〇〇〇. —（消費税等相当額¥〇, 〇〇〇. —を含む）

なお、内訳については、別紙「負担金工事内訳」を参照ください。

※ 他の申込者等が同一系統において行っていた接続契約申込を撤回したこと等により、工事費負担金に変更となる場合があります。

(3) 貴社は、(2) の工事費負担金を以下の支払期日までに支払うものとし、弊社は、その全額を受領した後、(1) の工事に着手します。ただし、他の申込者等が同一系統において接続契約申込を行っている場合は、共用する設備の工事が伴うため、共用する全ての申込者の支払後に工事に着手します。

・支払期日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

(4) 弊社は、工事内容や材料単価の変動により工事費に変動があった場合、および消費税等の税率が変更されるなどその他の事由により工事費に変更があった場合などには、精算をお願いする場合があります。

(5) 弊社で施設した設備は、貴社のご負担額の多少にかかわらず、弊社の所有となります。

#### 3. 系統連系に係る契約の成立について

弊社は、当該発電設備に係る特段の変更がない限り、弊社の電力系統への連系を認め、貴社との系統連系に係る契約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日をもって成立しました。

なお、以下のいずれかに該当する場合、本契約を解除するとともに、これに係る申込みについても撤回されたものといたします。

- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）第6条に基づき経済産業大臣から受けた設備認定の効力が失われた場合、その他の再エネ特措法施行規則第4条または第6条に定める「正当な理由」のいずれかに該当することが判明した場合
- ・貴社が、2.（工事費負担金）(3) に定める支払期日までに工事費負担金を支払わない場合
- ・接続に係る契約の締結後、受給開始希望日を経過してもなお電気の供給を開始しない場合（ただし、特段の理由があると弊社が認めた場合を除きます。）

以 上